

富山大学工学部インターンシップ等実施要項

平成17年10月1日制定
平成24年6月13日改正
令和2年2月12日改正
令和2年10月14日改正
令和5年3月6日改正

(趣旨)

第1条 この要項は、富山大学工学部におけるインターンシップ等の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項に定めるインターンシップ等とは、本学部の授業の一環として学生が企業、官公庁等（以下「企業等」という。）において、実習あるいは研修形態の就業体験を行うことをいう。

- 2 インターンシップ等は、全学年を対象とし、実施対象年次によって次のとおり称する。
- 1年次及び2年次対象 キャリアスタディ
 - 3年次及び4年次対象 インターンシップ

(授業科目及び単位数等)

第3条 インターンシップ等は、次の授業科目として実施する。

- (1) キャリアスタディA（1年次及び2年次対象） 1単位（5日以上10日未満）
- (2) キャリアスタディB（1年次及び2年次対象） 2単位（10日以上）
- (3) インターンシップA（3年次及び4年次対象） 1単位（5日以上10日未満）
- (4) インターンシップB（3年次及び4年次対象） 2単位（10日以上）

- 2 単位認定の対象となるインターンシップ等は、原則として同一の企業等による、5日以上10日未満のインターンシップ等とする。なお、複数の企業等において、それぞれ5日以上10日未満のインターンシップ等を実施した場合、対象年次により、合わせて「キャリアスタディB（2単位）」あるいは「インターンシップB（2単位）」とみなすことができる。

（単位認定されていないインターンシップ等に限る。）

- 3 富山大学が企業等と共同で実施するインターンシップ等については、事前・事後学習との組合せや複数の企業等において計5日間のプログラムとする等の形態も「キャリアスタディA」又は「インターンシップA」として認める。

- 4 非対面形式で実施されるインターンシップ等も単位認定の対象とする。

- 5 「キャリアスタディA」及び「インターンシップA」並びに「キャリアスタディB」及び「インターンシップB」の重複単位認定は認めないものとする。

(事前指導)

第4条 インターンシップ等の実施に際しては、十分な事前指導を行うものとする。

(成績評価)

第5条 インターンシップ等の成績評価は、インターンシップ等の実施企業等の評価に

基づき富山大学工学部教務委員会が判定する。

(履修申請)

第6条 インターンシップ等を履修しようとする学生は、所定の期日までに履修票及びインターンシップ等の実施企業等が求める書類を理工系学務課に提出しなければならない。

(報告書)

第7条 インターンシップ等を終了した学生は、終了後、直ちに報告書を理工系学務課に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、インターンシップ等に関し必要な事項は、富山大学工学部教務委員会で協議する。

附 記

この要項は、平成17年10月1日から施行する。

附 記

- 1 この要項は、平成24年6月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この要項は、平成20年度入学者から適用し、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 記

- 1 この要項は、令和2年2月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要項は、平成30年度入学者から適用し、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 記

この要項は、令和2年10月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 記

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前の入学者については、なお従前の例による。